

2010年3月26日

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会<第5回> 提出資料

相澤英孝

1. (3) 【目標指標例】 (イ) 特許の海外出願比率を目標とするのは、日本国への出願を減少させても達成される目標なので、日本の産業基盤を形成している日本国内への特許出願を減少させる真のある目標指標は適切ではない。海外出願数（PCTを含む）の増加を目標とすべきである。

(ロ) 相互承認制度は、日本の特許制度の空洞化に繋がる真があるので、日本国特許権の海外での承認が基礎とされるべきである。また、目標は%で設定するのではなく、数で設定すべきである。

2. (1) 【目標指標例】 (ハ) 中小企業がノウハウのような法的に複雑な制度を利用するのは難しいので、特許出願を中心として、展開を目指すべきである。

(2) 【施策】 (大学等の産学連携力の向上) 大学本来の責務である研究発表を損わないための制度改正が提案されているので、それと反するような研究発表を抑制するような施策は整合性がとれない。

(3) 【施策】

(オープン・イノベーションに対応した知的財産制度構築)

通常実施権の当然対抗は、知的財産権の円滑な流通の障害となる虞もあり、特許権の活用に関わるのか不明である。

刑事手続による営業秘密の保護が必然的に営業秘密の厳格な解釈へと繋がりが、かえって、民事救済を難しくしている現状から、刑事手続による営業秘密の保護の範囲を限定すべきである。なお、刑事手続における裁判の公開の制限をすることは、憲法の基本的人権を侵害することになるので、厳に、これを慎むべきである。

(特許審査の運用改善)

明細書の記載要件について、検討するのでは、方向性が明確ではないので、緩和することを明記する必要がある。

明細書の記載要件以外に、補正、分割出願、サポート要件の緩和も盛り込むべきである。